

軽自動車税(種別割) のお知らせ

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の4月1日現在の所有者に課税されます。
令和3年度の税額は次のとおりです。

【原動機付自転車・二輪車及び小型特殊自動車】

車種	区分	年税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
二輪のけん引車		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400円
	その他のもの	5,900円

【四輪以上及び三輪の軽自動車】

最初(新車)の新規検査を受けた時期により、適用される税額が異なります。自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」でご確認ください。

車両区分				税額		
				平成20年3月31日までに新規検査を受けた車両※1	平成20年4月1日から平成27年3月31日までに新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に新規検査を受けた車両※2
軽自動車	三輪			4,600円	3,100円	3,900円
	四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
			営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		貨物用	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
			営業用	4,500円	3,000円	3,800円

※1 軽自動車のグリーン化特例(重課)が適用されます。地球環境を保護する観点から、最初(新車)の新規検査から13年を経過した、環境負荷の大きい四輪以上及び三輪の車両は、重課が適用されます。

※2 令和2年4月1日以降に最初(新車)の新規検査を受けた車両のうち、環境性能の優れたものについては、税額を軽減する特例措置(グリーン化特例(軽課))を適用します。下記を参照してください。

【令和3年度グリーン化特例(軽課)】

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新規検査を受けた車両のうち、環境性能の優れたものについて以下のように軽減されます。

車両区分				グリーン化特例(軽課)適用車両		
				75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽自動車	三輪			1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円

※町が自動車検査証に基づき軽自動車税を軽減しますので、手続きは不要です。

税務課 ☎ 27-0173

軽自動車等の異動手続きはお早めに!



軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有されている方に課税されます。軽自動車等を譲渡、廃車、住所変更したときは、お早めに手続きを済ませてください。これらの手続きをしないと引き続き課税されますので、必ず手続きをしてください。詳しくは、右記へお問い合わせください。

- 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)→税務課
- 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車
→中部運輸局岐阜運輸支局 ☎ 050-5540-2053
- 軽自動車(三輪・四輪)
→軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎ 050-3816-1775

税務課 ☎ 27-0173